給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第５号

沖縄県那覇市字安謝247番地６
再生債務者　渡慶次美奈子
１　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月８日まで
４　一般異議申述期間　平成26年12月22日から平成27年１月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（再ロ）第１１号

堺市堺区楠町１丁２番12号
再生債務者　駒井　浩子
１　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年12月９日まで
４　一般異議申述期間　平成26年12月16日から平成27年１月５日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第８号

堺市中区土師町５丁15番62号
再生債務者　西村　孝
１　意見聴取に付する再生計画案　平成26年11月７日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成26年12月９日まで
平成26年11月11日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第９号

大阪府寝屋川市太秦中町14番28号
再生債務者　萬谷　琴
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年11月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第２号

川崎市宮前区潮見台８番10―404号
再生債務者　高橋　康之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年11月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年11月11日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併し、甲は乙、丙、及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙、及び丁は解散することに致しました。
効力発生日は平成二十七年一月一日であり、各社の株主総会の承認決議は、甲は平成二十六年十一月十九日に、乙は同年十一月十四日に、丙は同年十一月十七日に、丁は同年十一月十八日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月十三日
掲載頁　四十一頁（号外第一三三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月十六日
掲載頁　九十一頁（号外第一三四号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月九日
掲載頁　一一八頁（号外第一五四号）
（丁）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月二十三日
掲載頁　一二三頁（号外第一三九号）
平成二十六年十一月二十日
栃木県宇都宮市清原工業団地１○番地
（甲）東日本プラントサービス株式会社
代表取締役社長　森本　眞司
静岡県磐田市西之島七八番地三
（乙）中日本プラントサービス株式会社
代表取締役社長　塩路　龍郎
京都府京都市伏見区羽束師菱川町三五１番地
（丙）西日本プラントサービス株式会社
代表取締役社長　光井　芳喜
福岡県筑紫野市上古賀二丁目１番１号
（丁）九州プラントサービス株式会社
代表取締役社長　横山　明

合併公告

平成二十六年十一月十三日開催の甲、同年十一月十二日開催の乙のそれぞれ臨時総会において、左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することを決議しました。
この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十六年十一月二十日
群馬県前橋市西片貝町五丁目二八番地三
（甲）前橋たばこ販売協同組合
代表理事　福田　友行
群馬県沼田市高橋場町三○一番地四
（乙）沼田たばこ販売協同組合
代表理事　大野　俊幸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月十四日
掲載頁　五十二頁（号外第二二七号）
平成二十六年十一月二十日
東京都中央区八重洲二丁目二番一○号
（甲）株式会社ＶｉｎＥｘコーポレーション　代表取締役　本坊　正文
東京都中央区八重洲二丁目二番一○号
（乙）株式会社ザ・ヴィネックス
代表取締役　本坊　正文

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は、平成二十七年一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十六年十二月四日に予定しております。また、甲の完全親会社は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月二十日
掲載頁　一一三頁（号外第一三八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月七日
掲載頁　九十二頁（号外第一五二号）
平成二十六年十一月二十日
東京都八王子市石川町二九六七番地三
（甲）株式会社ＪＶＣケンウッド・エンジニアリング
代表取締役　齊藤　司
神奈川県横浜市神奈川区守屋町三丁目一二番地
（乙）株式会社ＪＶＣケンウッド・テクノブレーン
代表取締役　齊藤　司

合併公告

左記会社は効力発生日を平成二十六年十二月二十二日として合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十一月十一日
掲載頁　六十頁（号外第二四八号）
平成二十六年十一月二十日
東京都品川区東品川四丁目一三番一四号
（甲）株式会社アニメコンソーシアムジャパン
代表取締役　鵜之澤　伸
東京都渋谷区恵比寿一丁目二二番一七号
（乙）ＤＡＩＳＵＫＩ株式会社
代表取締役　柴田　邦彦